

本部町立 本部小学校

「学校いじめ防止基本方策」

令和〇2年 1月 作成

＜学校教育課程編成会議に於いて共通確認＞

この基本方策は、第183回「通常国会」に於いて成立し、平成25年「法律第71号」として平成25年6月28日に公布された『いじめ防止対策推進法』（平成25年9月28日施行）に準じて作成したものである。

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る、また、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事を、基本的な考え方に据え全ての教職員が取り組むことを前提としている。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうか定期的に調査や検証を重ね、改善を図るか体系的にPDCAサイクルに基づいて取組を継続することが求められている。

＜参考資料・文献等＞

- 別添1 いじめ防止基本方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）
 - 参考1 いじめ防止対策推進法が定める組織
 - 参考2 学校における「いじめ防止」「早期発見」等のポイント

 - 参考3 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議「審議のまとめ」
（平成23年 3月 文部科学省委嘱）

 - 参考4 児童生徒等の安全確保対策「危機管理マニュアル」
（平成25年 3月 沖縄県教育委員会）
-